

10月3日(月)からスマート申請が利用できます

スマート申請とは…スマートフォンで、証明書などの交付申請ができるサービスです。

●申請可能な手続き

新たに始まるサービス	①戸籍謄本・抄本 ②戸籍の写し ③課税所得証明書 ④所得証明書 ⑤非課税証明書の各交付申請
既に始まっているサービス	⑥住民票の写し ⑦印鑑登録証明書 ⑧転出届



▲戸籍



▲税証明書



◀住民票、
印鑑登録証明書、
転出届

●必要なもの

- ・スマートフォン（電子証明書を読み取る無料の専用アプリが必要）
- ・マイナンバーカード（交付時に設定した英数字6～16桁の署名用電子証明書暗証番号が必要）
- ・クレジットカード（⑧は不要）

詳細は、市公式ホームページをご覧ください。



問合せ ☎0480(92)1111 ①②は市民課戸籍担当 内線132・133 ③④⑤は税務課住民税担当 内線124・125・129
⑥⑦⑧は市民課住民担当 内線137～139

滞納整理強化月間 10月～12月

税金は、医療や教育、安全や秩序の維持など、暮らしを豊かにする市のたいせつな財源です。納期限までに納付してください。

税を滞納すると…

督促状や催告書の送付、電話による勧奨で、**自主納付**をお願いします。

それでも納付がない場合は、「**滞納処分**」という、法律の規定に基づく財産調査を行い、**預貯金、給与、生命保険、不動産**などの**差し押さえ**をします。



納税が困難な場合は相談を

[夜間・休日納税相談]

市役所開庁時間外でも相談ができるよう、夜間・休日納税相談窓口を開設しています。

	夜間	休日
開設日	原則、第1・第4火曜日	原則、毎月第4日曜日
時間	午後5時15分～午後7時	午前9時～正午
場所	市役所1階 税務課	

県内全ての市町村と県では、10月～12月を「滞納整理強化期間」と定め、「**ストップ!滞納**」を合言葉に徴収対策を強化しています。



問合せ 税務課徴収管理担当 ☎0480(92)1111 内線126～128・193